

少年非行の概況【令和3年】（確定値）

1 非行少年

令和3年中に富山中央警察署管内で検挙・補導した非行少年の総数は78人で、前年より1人（1.3%）減少しました。（単位：人）

区分		年	R3年1月～12月		R2年1月～12月		増減数	
				うち女子		うち女子		率
非 行 少 年	刑法犯	犯罪少年	45	1	44	7	1	—
		触法少年	12	5	14	2	-2	—
		小計	57	6	58	9	-1	-1.7%
	特別法犯	犯罪少年	18	1	21	0	-3	—
		触法少年	3	3	0	0	3	—
		小計	21	4	21	0	0	0.0%
	ぐ犯少年		0	0	0	0	0	—
	総数		78	10	79	9	-1	-1.3%

2 不良行為少年

不良行為少年は213人で、前年より56人（20.8%）減少しました。

（単位：人）

行為種別	年	R3年 1月～12月	R2年 1月～12月
飲酒		18	21
喫煙		52	75
粗暴行為		1	4
深夜はいかい		78	87
家出・無断外泊		14	21
その他の行為		50	61
合計		213	269

（その他の行為…迷惑行為、金品持ち出しなど）

「お酒・タバコ」は非行の第一歩です！

未成年者の飲酒・喫煙は法律で禁止されています。また、非行グループへのつながりを強め、やがて次の段階へとエスカレートしていく前兆行為です。



深夜の外出は危険がいっぱい！！

深夜の外出は思わぬトラブルに巻き込まれる可能性もあり大変危険です。また、富山県青少年健全育成条例により、保護者は特別な事情がある場合を除き、青少年を深夜（午後11時から翌午前4時まで）に外出させないよう努めなければなりません。



例により、保護者は特別な事情がある場合を除き、青少年を深夜（午後11時から翌午前4時まで）に外出させないよう努めなければなりません。

